

# 白河市中小企業経営合理化資金融資制度要綱

平成17年11月7日

告示第74号

改正 平成18年3月29日告示第28号

改正 平成18年4月28日告示第54号

改正 平成19年9月26日告示第106号

改正 平成20年3月31日告示第43号

改正 平成20年12月1日告示第166号

改正 平成21年4月1日告示第61号

改正 平成22年4月1日告示第51号

改正 平成23年3月31日告示第33号

改正 平成24年3月30日告示第31号

改正 平成25年3月22日告示第29号

改正 平成26年3月5日告示第19号

改正 平成28年3月16日告示第20号

改正 平成30年3月30日告示第59号

改正 平成31年3月20日告示第26号

## （目的）

第1条 この要綱は、市内において事業を営む中小企業者の経営基盤の強化に必要な資金の円滑化を図るため、経営合理化資金の融通を促進し、中小企業の振興発展に資することを目的とする。

## （運用）

第2条 市長は、前条の目的を達成するために、財政資金を市の指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に預託するものとする。

2 福島県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）は、金融機関に対し、前項の規定による預託額（次項において「預託額」という。）の5倍に相当する額を保証するものとする。

3 金融機関は、預託額の5倍に相当する額の融資を行うものとする。

4 金融機関は、この制度による融資については、他の融資と明確に区分して処理するものとする。

## （金融機関）

第3条 金融機関は、別表のとおりとする。

## （申込人の資格）

第4条 借入申込人の資格は、1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、市民税を納入している中小企業者である会社及び個人とする。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次に定めるところによる。

- (1) 保証人及び担保 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、必要により担保を徴する。
- (2) 資金使途 運転資金及び経営合理化に必要な設備資金
- (3) 融資限度額
  - ア 運転資金 1,000万円以内
  - イ 経営合理化に必要な設備資金（運転資金と併用した場合を含む。）2,000万円以内
- (4) 融資期間 10年以内（ただし、据置期間1年以内を含む。）
- (5) 返済方法 分割返済とする。ただし、短期資金（1年以内）は、一括返済を認める。
- (6) 融資の利率 金融機関と協議して定めた利率
- (7) 信用保証料 信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、年間の信用保証料率を下記のとおりとする。ただし、信用保証協会の定めるところにより、割引料率が適用される場合がある。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
市制度信用 保証料率	1.30%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.35%

(信用保証料の負担)

第6条 信用保証協会が定める基本保証料率と市制度信用保証料率との差額については、市が負担するものとする。この場合、当該差額相当額については、信用保証協会からの請求により支払う。

(申込手続)

第7条 この要綱により融資を受けようとする者は、隨時中小企業経営合理化資金借入申込書（別記様式）に市民税納税証明書を添付し、金融機関に提出しなければならない。

(契約)

第8条 この要綱による金融機関に対する預託は、別に定める契約書によるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市及び金融機関が協議の上定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の白河市中小企業経営合理化資金融資制度要綱（平成15年白河市告示第24号）、表郷村中小企業経営合理化資金制度要綱（平成15年表郷村要綱第7号）又は大信村中小企業経営合理化資金制度要綱（昭和63年大信村告示第20号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第7項の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた申請から適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

金融機関名
株式会社東邦銀行
株式会社常陽銀行
白河信用金庫
株式会社大東銀行
株式会社福島銀行
福島県商工信用組合

別記様式(第7条関係)

中小企業経営合理化資金借入申込書

受付日付印

年 月 日

金融機関長

申込者住所

業種

事業所名

代表者

印

白河市中小企業経営合理化資金融資制度要綱により、下記のとおり 設備 設備  
資金の借  
運転 入れについて、事業概況説明書及び市民税納税証明書を添えて申し込みます。

記

1 金額

2 期間

3 返還方法

4 資金の使途 1 運転資金

2 設備改善資金 (1) 店舗改善資金 (2) 車両 計器 備品の  
購入資金 (3) 機械設備資金 (4) その他

5 理由

6 購入先又は発注先(見積書添付のこと。)

7 資金調達の方法 総額 円  
                          借入額 円 借入金の取扱先  
                          不足額 円 不足額の調達先

取扱金融機関名		受付年月日	年 月 日
融資の可否の別	可否	融資年月日	年 月 日
融資決定金額			
償還計画及び完済年月日			
参考事項			